

榛東村自然エネルギー推進に関する条例について

榛東村は、自然エネルギーの普及推進役としてメガソーラー発電所の誘致を行い、新設工事の支援を進めてきた。そして発電所事業に対して、議会の誘致決議を経ているとはいえ、誘致の結果、施される民間資金の提供に対して受け入れる村側のルールを確立することを目的に条例を制定した。

榛東村自然エネルギー推進対策室室長 博士（地域政策学） 中島 由美子

条例制定に至った背景と経緯

1 条例制定の背景

「ソフトバンク株式会社（以下、「ソ社」という。）のメガソーラーを連れてこれないか。」そんな依頼が指示に変わり10回を超えた時、このプロジェクトは始まった。

まずは、平成23年5月に、ソ社へ本村の震災復興支援策として、村の遊休用地に孫社長の電田プロジェクトによるメガソーラーを建設いただけないと電話で提案。（この土地は平成16年12月31日までゴルフ場に賃貸していたが事業が頓挫し閉鎖された。その後、7年にわたり村では跡地利用を検討し続け、2年前には、職員から太陽光発電所建設も提案されたが一笑に付されたという。）

次に、普通財産管理の議会担当委員会である総務文教常任委員長発議の誘致決議は全会一致で可決。7月にはその決議書の写しと村長の親書を副村長、全議員、小職で持参しソ社を表敬訪問した。小職は、県に派遣されていたことから、8月1日付けで「榛東村特命政策ソフトバンク社メガソーラー担当」を兼務で拝命することとなった。よって、引き続き、ソ社担当者と、夜間のメール、携帯電話などでプロジェクトに必要な用地の面積、日射量、送電線設備などの条件を協議。この時、本村のように誘致に手を上げた自治体の候補

地は250を超えて、本村も9月には条件をクリアできず20MWの候補地からはずれた。

だが、今までの信頼関係から、2MW案件として再検討いただくことになった。即座に東京電力渋川支社との連携協議を村ベースで始め、電力事業者として長年培って来られ、現場の潔さと技術力の高さでご指導いただいた。11月には、ソ社が100%出資され10月6日に設立されたSBEエナジー株式会社（以下、「SBE社」という。）の事業企画部となった担当者が現地調査に来榛された。

結果、約50000㎡一団地の水平面が必要との見解で、造成が必要となったが、そもそも復興支援策という急場の事業で、遊休地はあつて予算も時間もなかった。今度は村が誘致をあきらめかけた時に、CO削減を目標とする渋川市の佐藤建設工業株式会社（以下、



左より佐藤社長・萩原副村長・阿久澤村長・藤井副社長・肥田PM

「佐社」という。）に造成費用の目算を相談。これも、ハイブリッドのシヨベルカーを日本が一番所無し、重ダンプなど最

大のバケットを所有する会社をを見つけ出し
出会えた結果である。何と現地に着きわずか
30分で社長は、「東京電力の揚水式発電所の
工事で大きくなった会社。恩返しと榛東村が
ソフトバンクのメガソーラー発電所を国内第
1号で建設するなら地域貢献としてやる。」
と話され、我が耳を疑った。

このプロジェクトは、電力不足などを見か
ねて孫社長が自然エネルギー協議会・財団等
を立ち上げて再生可能エネルギーの普及推進
に取り組み、佐藤社長が地域貢献を発言。
官が民に施すという時代は終わり、ソ社らと
の協働は自治体も取り組むべき命題であつた
再生可能エネルギー政策を民主導で民官一体と
なつて推進する大変意義深いものとなつた。



未来のエネルギーを創る若者たち

若い職員が凍る現地にサツキを植え、村民
サポーターや村内企業有志が、新たな来村者
のために林道
の草を刈り、
古い看板を
使つて案内看
板を設置、既
存施設の修繕
やペンキ塗り
などを自ら行
われた。

発電所は、
平成24年4月

20日に工事開始となり、SBE社、村、EP
C事業者であるシャープ株式会社（以下、
「シャ社」という。）の三者による週1回のW
eb定例会議などで進行管理され、杭打ち、
架台設置の順番で工程表どおり最大出力2・
4MW、1万1222枚の太陽電池モジュール
が設置された。モジュールを紡ぐ電気ケーブル
の結線、東京電力へ売電のための系統連携
電柱の建込み、試験運転、発電所エリア確定
のためのフェンス設置が行われた。これらは、
国において「電気事業者による再生可能エネ
ルギー電気の調達に関する特別措置法」（以
下、「固定価格買取制度」という。）による設
備基準が明示されていない中であつての作業
でもあり、困難を極めた。



建設合意協定調印式を終えて SBE副社長（右か
ら3人目）、筆者（同4人目）、佐藤社長（同5人目）
（2012年3月13日）

そして、ソ社と発電所建設にあつたシャ
社も含めそれぞれの復興への思いが一つにな
り、7月1日に発電開始した。「固定価格買
取制度（FIT）施行日の運転開始」の合
い言葉は、孫社長発、SBE社担当者、小職、
佐社佐藤社長、シャ社などの関係者すべての
命題となつた。

村では、この連携によって代替エネルギー
としてのメガソーラー発電に加えて、平成16
年末まで303、834㎡で9、115、
050円、㎡当たり単価30円でゴルフ場に貸
していた村有地のうち、発電所用地として
36、000㎡を、売電収入の3%の土地賃
貸料、さらには発電施設の償却資産としての
固定資産税

など面積は
1/9、賃
料はほぼ同
額という自
主財源の確
保にもつな
がった。昨
今のソー
ラーパネル
によつてこ
の単価が
時々注目さ
れるが、京



八州高原・ソフトバンク榛東ソーラーパーク“天空の湖”

特集

再生可能エネルギーと自治体の取り組み

都議定書の京都市がほぼ無償で用地提供していることを拝察すると、自ら名乗りを上げ新エネルギー政策転換への先達自治体となった責務を互いに自負したい。

さらに、村名の「榛東村」を「しんとうむら」とふりがな無しで読んでいただけの人が全国に相当数増えた。

今、村は誘致決議等で申し出た自然エネルギーの普及推進役として、出現した「天空の湖」八州高原・ソフトバンク榛東ソーラーパーク（以下、「ソーラーパーク」という。）で人類と共存でき、地域が消費する太陽光エネルギーの安定供給についてお伝えしている。

時々、キツネやタヌキやパワコンディスプレイが、太陽が沈む合図でそれぞれ、家路を急ぐ姿に鉢合わせする。思わず、微笑むが言葉はまだ交わしていない。小動物とも自然とも共生できるメガソーラー事業、モジュールは太陽に嫁ぎ、これから20年間寄り添いながら発電を続ける。

2 条例制定の目的

このような中で、建設合意となった自然エネルギーの発電所事業に対して、議会の誘致決議を経ているとはいえ、誘致の結果、村内に施される民間資金の提供に対して受け入れる村側のルールを確立していない。誘致決議には「…発生後3か月あまりが経過した現在、未だに終息の兆しが見えない状況にある。

…（省略）…：広大な土地一面に敷き詰められた太陽光パネルは、印象的な景観を与えることなどから、太陽光発電普及のシンボルになることが期待される。…（略）…：県のほぼ中央に位置する本村は…（略）…：このメガソーラー誘致が実現することにより、本村のみならず、県全体への産業・観光分野などへの波及効果も期待される。」とある。また、副村長がソ社に持参した村長の親書には「…震災復興の一助になるべく、北関東の再生可能エネルギーの（普及推進）拠点として機能できる体制は整ったといえます。…」と、議会、執行のそれぞれの誘致に向けた思いをルール化する目的で本条例を制定した。

3 制定プロセス

制定の背景、目的をルール化し、今後の事業に必要なとなる条文を考え、条例案を整え、議会に上程した。特に、ソ社とともに、東北地方の復興は早期と言うより、今度こそ堅実な復興を願う趣旨にも盛り込んだ。

誘致合意が公表されて、ソ社とともに誘致の経緯と具体的な事業内容を村民に伝える事業説明会を議会などの行政関係者向けと、広く村民を対象とした村民説明会との2回に分けておこなった。発電事業者としてのソ社の取締役を含む担当者、工事を担当するシャ社の事業副本部長、造成担当の佐社の社長など、近年希な住民に寄りそった質疑応答は、住民

サービスを旨とする小職にとっても頭が下がる対応で初心を思い出す機会となった。これは、我が国の新たなエネルギー政策の幕開けに本村が村民と共に関与できたことを実感する一時となった。

そして、合意後一か月の急ぎ足であったが、住民への説明会を経て、臨時議会で条例案を審議いただいた。誘致は、固定価格買取制度による買取価格が政府において決定される前であったが、孫社長は「合意公表した発電所については価格が決定後、赤字運営となっても必ず発電事業を実施する。」と明言されていた。一民間会社が単独、無尽蔵ではあるが太陽光という日本ではまだまだ未利用の自然エネルギーを普及推進するという。小さな村であってもパートナーとして選んでいた以上、土地の賃貸はもとより、復興支援策としての自然エネルギー普及推進のあり方を条例化し、その説明責任を果たすこととした。

条例内容・設計の解説

1 条例内容

（趣旨）

第1条 この条例は、東日本大震災の発生に起因する福島第一原子力発電所の事故を受けて、再生可能エネルギーへの転換が急務となった現下において、地球規模で限りあ

る資源と良好な環境を次代に引き継ぐために有効な自然エネルギーの推進等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然エネルギー 太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーのことをいう。

(2) 自然エネルギーの推進等 自然エネルギーの推進を目的とする普及啓発、活動支援、関連産業の振興等をいう。

(3) 大規模太陽光発電設備等 最大出力が500kW以上の発電設備（発電設備と同時に設置される付属機器設備を含む。）をいう。

(4) 事業者 法人又は事業を営む個人をいう。

(5) 設置対象者 大規模太陽光発電設備等を新たに村内に設置した事業者をいう。

(普及啓発)

第3条 村長は、村民及び事業者が自然エネルギーの必要性について理解を深めるとともに、これらのものが自発的に活動を行うようとする意欲が増進されるよう普及啓発に努めるものとする。

(活動支援)

第4条 村長は、村民及び事業者が行う自然エネルギーに関する自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関連産業の振興)

第5条 村長は、自然エネルギーに関する産業の振興のため、事業者が行う活動について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(表彰等)

第6条 村長は、自然エネルギーの推進に関して特に功績があると認められる者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第7条 村長は、設置対象者の大規模太陽光発電設備等に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、課税を免除することができる。

2 前項の課税免除は、大規模太陽光発電設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して3年度に限り行う。

(課税免除の申請)

第8条 課税免除を受けようとする設置対象者は、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、課税免除を決定するものとする。

(設置対象者の地位の承継)

第9条 設置対象者は、合併、譲渡その他の事由により当該大規模太陽光発電設備等を他の事業者に承継することになったときは、あらかじめその旨を村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

(課税免除の決定の取消し等)

第10条 村長は、第8条第2項の規定により決定を受けた設置対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、課税免除した固定資産税相当額の全部又は一部を賦課徴収することができる。

(1) 課税免除した期間において、当該大規模太陽光発電設備等の稼働を理由なく休止したとき又はこれと同様の状態にあると村長が認めたとき。

(2) 課税免除した期間において、大規模太陽光発電設備等を撤去したとき又はこれと同様の状態にあると村長が認めたとき。

(3) 課税免除した期間において、前条第2項の規定による村長の承認を得ないで大規模太陽光発電設備等を第三者に譲渡したとき。

(4) 設置対象者が課税免除の辞退を申し出たとき。

(5) その他課税免除をすることが適当でないとき。

特集

再生可能エネルギーと自治体の取り組み

いと村長が認めたとき。

(報告及び調査)

第11条 村長は、設置対象者に対し、大規模太陽光発電設備等の設置及び稼働の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 条例の解説

本条例に解説を加えるとすると、第1条の趣旨についてはいうまでもなく、本村の復興支援策としての自然エネルギー推進を明文化したものである。第3条は普及啓発として村民及び事業者が自然エネルギーの必要性について理解を深められるよう、ソーラーパークでの見学会や、太陽光発電の事業と技術についての説明会を開催している。すでに、運転開始以来来園者は3000人に近づく。

第4条の活動支援は、村長は、村民及び事業者が行う自然エネルギーに関する自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めるとして、新たに太陽光発電事業に参入しようとする事業者、個人よりの技術面も含めての相談を随時お受けしている。

第5条の関連産業の振興は、村長は、自然エネルギーに関する産業の振興のため、事業者が行う活動について、必要な支援を行うとしており、具体的には、県内専門学校が文部科学省より委託を受けた環境エネルギービジネス概論などのシラバス構築などに協力し、ソーラーパークの見学を含めて庁舎の会議室利用などを可能としている。

第6条の表彰等では、村長は、自然エネルギーの推進に関して特に功績があると認められる者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるとして、すでに、誘致の決め手となった佐社、SBE社、シャ社、広大な土地のGPS測量などで技術提案いただいた国土地図株式会社に対して感謝状を贈呈している。今後は、広く省エネ、創エネ実施の事業者につい



平成24年度榎東村有功者表彰式で贈られた感謝状

ても行うていく。
第7条
の固定資
産税の課
税免除
は、村長
は、設置
対象者の
大規模太
陽光発電
設備等に

係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、課税を免除することができ、新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して3年度に限り行うとした。これは、国が地方税法附則第15条第37項で定めた「3分の2を課税する」、すなわち3分の1課税免除の法律を待たずして、村条例でいち早く制定したことになる。

本村では、既に株式会社白子を企業誘致した経緯があり、その条例に同様な優遇措置を盛り込んでおり、今回のケースについても同条件でその措置が実施できるよう必要となる条例を制定したものである。

条例をもとにしたこれまでの取組み

1 八州高原・ソフトバンク榎東ソーラーパーク現地視察受け入れ

これは、第3条の普及啓発に基づいて実施しており、次頁の「八州高原・ソフトバンク榎東ソーラーパーク（太陽光発電所）見学申込書」の様式を定めて、見学を受け入れることとした。

そもそも、発電所はSBE社の所有であり用地を村が賃貸で提供しているのだが、見学者希望者は村に要請してきており、その受け入れの方法論について議論を要した。ソ社国内第1号ということと、無名な本村が誘致でき

たということから行政、個人、企業、研究機関、大学関係、保育園、小学校、工業高校生等、一挙に現地に押し寄せられ、自然エネルギー普及推進役としてのスクランブル発進を余儀なくされた。関係者の中には、村、村民にとつてプラスで有ると理解していても、あまりにその波は高く急激と感じた方もおられたらう。

その大波も誘致決議書で「太陽光発電普及のシンボルになることが期待される」と明記されていることから、見学者が訪れることは工事の段階で予見できた。大型重機をおもちゃのように操る佐社の佐藤社長の景観センスで、八州高原全体を見渡せる天空の湖とスカイツリーの丘、続く天望遊歩道、天望デッキ、森の時計台、ガマイルの池、来たキツネの丘、高地トレーニング250メートルダッシュなどを発電所の周囲に出現させていた。高地千メートルを活かした発電所周囲約1kmのコースなどに、小職は板にペンキを塗り自前の表示看板を設置した。しかしながら、夏季でもあり除草などの環境整備の必要性を強く感じ、何のルーチンもないところの作業方法であり1日も早く確立すべきと日夜を問わず悩み続けた。小さな村で小職のみの自然エネルギー推進対策室で、国内1号での自然エネルギーの普及推進役と今度は、本村が佐藤社長への恩返しと、課された使命を果たそう

特集

再生可能エネルギーと自治体の取り組み

榛東村自然エネルギー推進対策室
FAX 0279-54-8225

個人の方もこれを読み替えて御利用ください。

八州高原・ソフトバンク榛東ソーラーパーク
(太陽光発電所) 見学申込書

項目名	内 容
申 込 日	見学希望日の原則 10 日前までにお申込みください。 平成 年 月 日
申込される団体の名称	(団体の概要を○印 環境教育 行政等視察 発電事業希望 発電工事業者 観光会社希望 観光会社 太陽光発電に関心)
団体の住所	〒
見学者の人数	人
施設見学を希望する日時	時間の変更が必要な場合はご相談ください。 火曜日・木曜日で見学を希望する日を記入してください。 平成 年 月 日 () (いずれか○印 午前 10:00~11:30 午後 13:30~15:00) ☆現地直行：榛東村大字上野原 4 時間においてください。(案内図 HP) ☆説明会は役場：榛東村大字新井 790-1 時間までにおいてください。 (視察前に会議室での説明が必要な場合は次に○印 説明会希望) (特に希望する説明内容がある場合は以下にご記入ください。)
自然エネルギー普及推進協力	自然エネルギー施設環境整備活動のためご協力をお願いします。 絵はがき 八州高原 自然とエナジの共生 1セット 300円 _____ 人×300円=_____ 円 納付書記載宛名 _____ 様
担当者氏名	(本申込の窓口となる方のお名前を記入してください。)
担当者電話・メール	(本申込受付後、内容確認のために連絡させていただく場合がありますので、お間違えないようにお願いします。) 電話 _____ 携帯 _____ メール _____ @ _____

※ ご希望の日時で概ねお受けできますので、確認の必要の方はお手数でも下記へ5営業日頃にご連絡ください。
榛東村自然エネルギー推進対策室 tel:0279-54-2211 内線 253

☆ご見学者の団体名・写真等を自然エネルギー普及推進の一助として、当村HP等で紹介させていただく場合があります。



3枚組セット八州高原夏景色

とするなら想像を超えた努力が必要だった。そして、視察に来村される方にもご協力を仰ぎ、いくばくかの予算を捻出させていただくこととした。見学申込書に発電所の概要説明を明記した絵葉書の購入希望を自らご記入いただく形で実施した。これは、本条例に基づき「榛東村自然エネルギーの普及活動支援有償頒布物事務取扱要綱」を制定して対応することとした。

2 自然エネルギー・誘致の成果と太陽光発電の仕組み説明講演会

現地の見学のみでなく、誘致の経緯等についての説明を希望される団体が増えてきて自然発生的に説明会を実施した。中には、太陽光発電所を自ら建設しようとするバス2台の団体も見えた。太陽光発電の仕組みは、万人に公平な太陽の光が当たると、その光をエネルギーに変えるシリコンを貼り合わせたセルの集合体である太陽電池モジュールが発電する簡単な仕組みといえる。数kWの規模では既に導入されて20年を超えるが2000kWは電力会社以外での実施は少なかった。まして、売電価格が42円（税込み）で20年間という固定価格買取制度によれば誰もが売電事業で収益を上げられるのではと考えられた。

しかしながら、この簡単な仕組みには、太陽の日照時間、モジュール製品のシリコンなどの状態よっての発電効率、メーカーによつての出力劣化、インニシャルコストとランニングコストの兼ね合いなど、売電収益が自然という太陽だのみだけでなく、機器構成によつて大きく左右されることが日々の発電量を検収する中と、視察者への質疑応答の中から見いだすことができた。それ以降、その情報を「説明会」を「説明講演会」にグレードアップして視察者に、同じ費用なら1kWでも多く発電できる方法を説明することとした。

なぜなら、これらの自然エネルギーは代替エネルギーとも呼ばれ、我が国を支える新たな

エネルギーに位置づけられる。地域で発電し、地産地消となる電気のエネルギーであり、自然を言い訳にすることなく自国の産業技術力で安定供給できなければ代替エネルギーと名乗るのはおこがましい。折しもドイツの公的研究機関フランクフォアが太陽電池モジュールの48時間耐久試験を行い、出力劣化確認を行ったが、当然、出力劣化0%のものが数社あったが、ほとんど発電しなくなる出力劣化が90%を超えるメーカーもあった。公的機関の調査結果でもあり、これから、20年間さらに10年間と発電を期待するなら、見逃ごせないデータといえよう。

3 太陽光発電事業フォーラム

第5条の関連産業の振興は、すでに技術力が発電量を左右することを前述したが、群馬県には、太陽電池モジュールを製造する会社は無いが、パワーコンディショナをはじめそれ以外の架台や棧などのアルミメーカー、電気工事業者などは全て有る。よつて、それらでチームを組んでメイドイン群馬の太陽光発電所を建設し、長期にわたる安定供給技術を磨こうという取組を支援している。

実際には中心となるパワーコンディショナの製造会社に在籍し南極の昭和基地に太陽光発電所を建設した際に現場代理人となった技術者を本村に招き、「太陽光発電事業フォー

ラム」を実施した。このフォーラムは、ソーラーパークの説明見学希望者も混じり、新聞に掲載したところだった一晩で60名の定員をこえてしまい立ち見が出た。我が国の太陽光発電の足跡もひもときながら、現時点で誰もが理解できかつ最も詳細な技術力を知識で磨く研修会になったと講師に感謝したが、受講者からも同様の感想が多く寄せられた。

4 平成24年度文部科学省委託事業「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業実施委員並びに環境エネルギービジネス概論講義」

第4条の活動支援、第5条の関連産業の振興によつて、この文科省委託事業の委員をお受けし、概論のシラバスづくりに取組、3コマほど講義を担当した。受講生には村民の方もおられ詳細をご理解いただけた。これらは、大規模太陽光発電所の最先端で得られた知見を多くの方に享受していただき、まさに未来のエネルギー担当者を育むシステム構築の一端を担うことができた。

また、SBE社には、本村北小学校5年生を対象とした環境教育（未来×エネルギープロジェクト）を実施していただいた。エネルギーの地産地消に鑑み、授業には榛東村に発電所ができるまでの経過説明として小職も一部講師として加わった。ソーラーパーク所在

市町村とは発電事業のみのお付き合いと考え
ていたメディア関係者も多く、この事業取材
案内などで、SBE社が地域貢献グループを
立ち上げてこのように環境教育や、クリーン
作戦、ソ社本社での地域特産品展などのプロ
グラムに取り組まれるのを意外に思われたそ
うだ。



本村北小学校5年生を対象とした環境教育

家と共にいった。

5 大規模自然エネルギー発電事業者への課
税免除

第7条の課税免除は、施行規則を定めて、
本年、1月1日現在取得済みの0.5MWを
超える大規模太陽光発電所等の償却資産にか
かる固定資産税の課税免除を行う。

課題と今後の展望

条例制定後半年が経過し、ソーラーパーク
は太陽に愛されて予想発電量を超え順調に発
電を続けている。巷では、ソーラーバブルの
ような経済動向が見受けられるが、未だ我が
国の自然エネルギーの普及率は数%にすぎな
い。エネルギー管理の視点を持ち電気を消費
する習慣とともに、新たな電力の供給を心が
けたい。

幸い、20年前に誘致した株式会社白子の榛
名工場用地で、当時水族館建設を予定されて
いた場所に、「榛東村白子の海ソーラーポート」
すなわち、村が発電事業者となる大規模太陽
光発電所を新設させていただくこととなっ
た。これは、自然エネルギーを普及推進する
村への地域貢献として企業が20年間の用地提
供を快諾してくださったことによるものだ。

ソーラーパークで習得した発電所新設申請

情報や太陽光発電技術を駆使して、設置モ
ジュールを最大限活かした究極の発電効率を
目指し、災害時緊急充電ステーションも備え
る。

ソーラーポート、海無し村にある海苔工場
に、四半世紀を経ていよいよ太陽の港が出現
する。この出現には、村議会での議論を元に
榛東村自然エネルギー発電事業特別会計の条
例制定の議決をいただいた。

そして、本村には副産物として先に出現し
た新たな集客施設「ソーラーパーク」を村民
自ら行える経済活動のエリアとして位置づけ
るための条例制定がいずれ必要になるだろ
う。しかしながら、リンゴの苗木を植えても、
急にはおいしいリンゴにならないように、ま
ずは木を植える前の丁寧な土壌改良が必要と
考える。村民、ソ社とともに八州高原の行方
の議論を重ね、互いの知恵や創意工夫を持ち
寄りながら進めたい。

今は銀世界であるが、春には大型バスに揺
られて、多くの方が自然エネルギー普及の入
り口に立たれる。今や太陽光発電所と共生し
ている狐たちも歓迎の会釈をするだろう。

取組の様子は榛東村ホームページまたは次の
URLの Facebook でご覧いただき、ご意
見、ご感想をいただければ幸いです。

<http://www.facebook.com/energy.megasolar>

さらに、前橋国際大学の電子商取引演習で、
八州高原メガソーラー特産品として本村のリ
ンゴ、ブルーベリー、梅などを使ってお土産
を創作し、それらを出品された京都大学でお
こなわれたバーチャル・カンパニー全国大会
第12回トレードフェア2012において「京
都経済同友会賞」受賞への後方支援を村内農

特集

再生可能エネルギーと自治体の取り組み